

加茂市内の事業主の皆様へ 加茂市事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の中小企業者に減収分を支給します。

【対象者】

- * 加茂市内に居住しかつ事業実態がある個人事業主（全業種）及び加茂市内に住所を有する法人事業主（全業種）。ただし、大型チェーン店を除く。
- * 令和元年7月までに創業し、継続して営業している中小企業者。
- * 令和元年確定申告書が青色申告の場合、令和2年1月から同年7月までと前年同月までをそれぞれ比較して、事業収入額の減少率が最も高い月において、当該減少率が30%以上50%未満であること。
- * 令和元年確定申告書が白色申告の場合、同年の事業収入額の月平均と令和2年1月から同年7月までの任意のひと月をそれぞれ比較して、当該減少率が30%以上50%未満であること。
- * 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人でないこと。
- * 市税を完納していること。
- * 国の持続化給付金支給対象外であること。
- * 国の持続化給付金不給付要件に該当する者は対象外。

【給付金額】

上限金額50万円

※ただし、昨年1年間の事業収入からの減収分を上限とする。（千円未満切り捨て）

※申請は1事業者につき1回限り。

【必要書類】

- ①加茂市事業継続給付金支給申請書兼実績報告書
- ②対象月の事業収入額算出表
- ③令和元年の確定申告書類の写し（代替書類可）
- ④令和2年1月から7月までの事業収入額を示した帳簿等の写し
- ⑤加茂市事業継続給付金申請に関する誓約書
- ⑥振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】令和2年8月3日（月）から令和2年9月30日（水）まで

＝申請先・お問い合わせ先＝

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL：0256-52-0080（内線132）